

Grant Football Club 会則（会員規約）

第1章 総則

名称 当クラブは、スポーツ、サッカー普及事業における「 Grant フットボールクラブ」（以下本クラブ）と称します。

所在地 当クラブは八王子市大和田町2-12-4に事務所を置き、日野市平山台健康・市民支援センター、日野市豊田児童グラウンド中心とし、日野市、八王子市近隣地区を主な活動場所とする。

目的 当クラブは、サッカー及び、スポーツ、課外活動の普及に対しての事業を行い、スポーツを通して、会員の心身の健全なる育成、青少年育成、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

活動年度 本クラブの活動年度は、毎年4月1日～3月31日とします。

第2章 入会・会費・休会

入会 当クラブへの入会は、各クラス別に定められた資格に該当し、当クラブの会則に賛同された方に限りま
す。入会希望者は別に定める入会申込書を提出後入会金・月会費・年会費の入金の確認をもって、会員と
認められることとします。

申請日は、前月の15日までとし、16日～月末までの申請の場合、希望月の翌月からの入会となります。

会費 ゆうちょ銀行振替口座より毎月28日に翌月の月会費をお引き落としさせていただきます。一度お振り替えさ
せて頂いた会費はご返金しかねますのでご了承下さい。引き落としの手続きが間に合わない場合は現金で
納入して頂く場合がございます。

休会 怪我、病気等により、やむなく2ヶ月以上練習に参加できない場合は、本クラブ所定の休会申請書を提出
して下さい。その他の事由での休会は、休会とはみなしませんので規定の月会費をご入金願います。

退会 申請は前月の15日までとなり、16日～月末までの申請の場合、希望月の翌月からの退会となります。

設備費 11月～2月冬季期間は照明設備費として月会費と別途、月500円を家庭数により追徴致します。

11月12月分、1月2月分、2回に分けて徴収します。

第3章 事故・保険

事故の責任 会員は、グラウンドの諸規則、及び施設管理者、及び指導者の指示にしたがって行動して下さい。万が一、盗難、傷害等の事故が起こっても、当クラブ、指導者に一切責任がないことをご了承下さい。万が一の事故の場合、保障及び、責任は加入する保険会社の約款通りと致します。学校・公共物の破損については、個人負担とさせていただきます。全ての会員は、当クラブでの手続きにより、スポーツ安全保険等に加入致します。活動内での事故、怪我の場合、これら保険の適応範囲内で保障致します。

第4章 諸変更

会員は、連絡先など、入会申込書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届提出することとします。

第5章 1項 除名等

除名 本クラブは、会員が次号の一つにでも該当するときは会員資格を一時停止し、または除名ができるものとします。

- 1、 月会費を滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
- 2、 本クラブの運営を故意に妨害したり、誹謗中傷にかかわった場合。
- 3、 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
- 4、 本クラブの名誉、信頼を傷つけた場合。
- 5、 本クラブの活動において、無断欠席が3か月に及んだ場合。

第5章 2項 他クラブ・スクール所属について

他クラブ、他スクール所属について

本クラブでは各都道府県・市町村連盟に加盟する他クラブ所属することは禁止とする。

他スクール所属については、本クラブでの活動を最優先するものとする。但し、クラブ

代表の許可を得た場合により例外とする場合がある。上記に反した場合は本クラブ会則第5章3に

該当するものと見做し除籍とするものとする。

第6章 試合・大会・合宿・遠征

試合・大会 大会・練習試合につきましては、参加人数・クラスバランス・練習参加状況試合出場可能時間を考慮し、それぞれが試合を楽しめることを大前提にチーム編成をしております。ご希望のチーム編成にならない場合もあると思いますが、ご理解願います。試合会場は基本的に現地集合・解散となります。

会場指定の無料駐車券のご利用は、本クラブより利用者を指定させて頂くか、保護者内で決めて頂くこととします。

合宿・遠征 会員は、病気やその他やむえない場合を除き、本クラブの主催する合宿、イベントに積極的に参加するものとします。その際、月会費以外に本クラブの定める参加費用の納入を求める。

第7章 スケジュール・練習中止・変更連絡

スケジュール 本クラブの月次スケジュールは、毎月末もしくは月はじめに、ホームページに提示いたしますが、天候あるいは試合状況やクラブ事情によっては、日時や活動場所の変更を行う場合があります。練習日にはホームページにて掲載内容のご確認をお願い致します。尚、急な変更時にはメール配信にてお伝え致します。

長期休暇 夏期・冬期・春期等の長期休暇は特別スケジュールとしクラブ休暇も含むものとします。

練習中止 本クラブは、天候、施設状況、その他やむえない理由により練習を中止、変更することがあります。

変更連絡 本クラブの練習中止・変更についてはアプリ内メール配信にてお知らせ致します。

活動休止 本クラブは緊急事態宣言等による国、行政からの休業要請があった場合は速やかに応じ、クラブの活動を休止する場合があります。その際のクラブ会費活動が休止の場合でもクラブ維持の為、通常通り会費は発生するものとする。災害時や疫病発生の場合も同等とするものとする。

第8章 個人情報

個人情報 連絡網の為のメールアドレスの他、選手登録用の個人情報、団体登録用の

個人情報等を管理させていただきます。お預かりした個人情報は、前述のようなクラブ運営に必要と認められる用途にのみ使用し、漏えい・紛失・改ざん・不正使用・不正アクセス等のないよう、個人情報に関する法令・規範に則り適正に管理いたします。

退会時においても、お預かりした個人情報記載書類の返却は致しません。

当クラブの責任において削除・破棄・処分致します。

天変地異・当クラブの防御水準を超えた不正アクセス等の不可抗力によって、お預かりした個人情報の漏えい、紛失が生じた場合は責任を負いかねます事、ご了承下さい。

ホームページや大会冊子等への写真の掲載は、入会時にご了承いただいたものと致します。

第9章 その他

廃止 本クラブは2か月前に予告することにより本クラブを廃止することができます。本クラブが本クラブを廃止したときは、会員はその会員たる地位を失うものとします。前項の場合納入済みの入会金は、1年以内の会員に限り、月割り計算により精算し、会員に対し無利息にて返還するものとします。会員は、本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、前項の返還を除き、補償その他請求、異議申し立てをすることができないものとします。

附則

本クラブ規約は、クラブの設立日である2015年4月1日から施行する。

【規約追記事項】

第2章

休会、怪我、その他やむなく2ヶ月以上活動に参加できない場合は休会の申請が可能です。休会中につきましてはアプリ維持費等で1,500円を休会の間納入させていただきます。

2024年度4月より施行